

各 位

長崎県土木部長

長崎県建設工事標準請負契約書の一部改正について

長崎県建設工事標準請負契約書（令和3年3月26日 長崎県告示第251号）について、下記のとおり改正しましたので通知します。

記

- 1 主な改正理由
 - （1） 「建設発生土の搬出先等」に関する規定の新設（契約書関係）
 - （2） 発注者が催告によらず契約を解除することのできる要件の拡大（第50条関係）
- 2 改正内容
別添「新旧対照表」のとおり
- 3 施行年月日
令和4年11月1日以後に契約締結する建設工事から施行する。

【問い合わせ】
長崎県土木部建設企画課
公共工事契約指導班
TEL:095-894-3027
FAX:095-894-3461